



兵庫県

郵送型入札方式

令和2年度 第3回 一般競争入札（県有地売却） 実施のお知らせ

【申込受付期間】

令和3年1月19日（火）～2月1日（月）
（午前9時～午後5時）

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行ったうえで、ご参加ください。
- いずれの物件も税金等滞納による差押物件等でなく、従前に県有の施設として利用していたものが廃止される等により、未利用となったものです。

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階

TEL 078-341-7711 内線 2549・2655

兵庫県企画県民部地域創生局企画参事（地域振興担当）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館3階

TEL 078-341-7711 内線 4743・4692

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html

目 次

	頁
◎ 令和2年度 第3回一般競争入札物件一覧	1
◎ 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	6
3 入札（郵送型入札方式）	6
4 開札	8
5 契約の締結	9
6 売買代金の支払い	10
7 所有権移転登記、物件の引渡し等	10
8 用途の制限	11
9 用途の制限等に関する特約条項（物件番号9のみ）	11
10 その他	12
◎ 県有財産売買契約書（案）（物件番号7、8）	13
県有財産売買仮契約書（案）（物件番号9のみ）	17
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	23
◎ 誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	24
◎ 役員一覧表	25
◎ 代表者選任届	26
◎ 入札書	27
◎ 入札保証金振込先依頼書	28
◎ 入札書送付用封筒 宛名記入例（物件番号7、8）	29
入札書送付用封筒 宛名記入例（物件番号9のみ）	30
◎ 入札チェックシート	31
◎ 物件調書・案内図・明細図・建物図面等（No.7～No.9）	32

令和2年度 第3回一般競争入札物件一覧

物件 番号	所 在 地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却 価格(円)	現地 見学	①申込書受付期間 ②入札書受付期間 ③開札日時 会場	頁
7	加東市家原字大將軍164番 (元職員公舎)	宅地	876.99	6,919,000	有	①申込書受付期間 令和3年1月19日(火) ～ 令和3年2月1日(月)	33
8	加西市段下町字開キ606番14ほか (元住宅用地)	宅地	1,038.60	17,800,000	無	②入札書受付期間 令和3年2月2日(火) ～ 令和3年2月10日(水)	38
9	淡路市浅野神田字岡ノ後155番2ほか	山林 ほか	※ 313,134.80	非公表	有	③開札日時 会場 令和3年2月12日(金) 10時から順次開札 (物件番号7、8) 兵庫県庁2号館11階 管財課 (物件番号9) " 2号館3階 地域創生局 企画参事(地域振興担当)	41

※図上読取面積

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

(主な頁)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------|---|-------|---|--------|---------------------------|------|--|--|---|--|---|---------------|----------------|----|--|--|---|--|
| 1 | 申込受付期間 | 令和3年1月19日(火)から同年2月1日(月)まで | P3~5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(物件番号7、8)、
 " " 地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)に、
 申込書類を郵送(一般書留または簡易書留)ください。(持参可) 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 入札保証金の
納付 | 申込受付後、所定の振込用紙で入札保証金の振込 | P6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 郵送型入札方式 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">3</td> <td style="vertical-align: top;">入札書の提出</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年2月2日(火)から同年2月10日(水)まで</td> <td style="vertical-align: top;">P6~8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(物件番号7、8)、
 " " 地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)に、
 入札書と入札保証金納付書(支払済み書類のコピー)を
 郵送(一般書留または簡易書留)ください。【持参可】 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りします。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4</td> <td style="vertical-align: top;">開札及び結果の
通知</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和3年2月12日(金)開札</td> <td style="vertical-align: top;">P8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県庁管財課(物件番号7、8)、地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)にて開札【入札参加者の入場はお断りします】 入札者には文書で結果を通知します。 </td> <td></td> </tr> </table> </div> | | | | 3 | 入札書の提出 | 令和3年2月2日(火)から同年2月10日(水)まで | P6~8 | | | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(物件番号7、8)、
 " " 地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)に、
 入札書と入札保証金納付書(支払済み書類のコピー)を
 郵送(一般書留または簡易書留)ください。【持参可】 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りします。 | | 4 | 開札及び結果の
通知 | 令和3年2月12日(金)開札 | P8 | | | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県庁管財課(物件番号7、8)、地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)にて開札【入札参加者の入場はお断りします】 入札者には文書で結果を通知します。 | |
| 3 | 入札書の提出 | 令和3年2月2日(火)から同年2月10日(水)まで | P6~8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班(物件番号7、8)、
 " " 地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)に、
 入札書と入札保証金納付書(支払済み書類のコピー)を
 郵送(一般書留または簡易書留)ください。【持参可】 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 開札及び結果の
通知 | 令和3年2月12日(金)開札 | P8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県庁管財課(物件番号7、8)、地域創生局企画参事(地域振興担当)(物件番号9)にて開札【入札参加者の入場はお断りします】 入札者には文書で結果を通知します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 契約保証金入金
及び契約の締結 | (物件番号7、8) 令和3年3月12日(金)まで
(物件番号9) 令和3年2月19日(金)まで
<ul style="list-style-type: none"> 仮契約を締結し、兵庫県議会の議決を得た後、本契約を締結します。 議会の議決が得られず本契約を締結しなかった場合、仮契約は効力を失うものとします。 | P9~10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 売買代金の
支払期限 | (物件番号7、8) 令和3年4月12日(月)まで
(物件番号9) 本契約から2か月以内の指定する日まで | P10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 物件の登記 | 売買代金の納入を確認した後、県において土地の登記申請 | P10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 物件の引渡し | 登記完了後、現地にて引渡し | P10 | | | | | | | | | | | | | | | | |

1 入札参加申込方法等

(1) 申込書類の配布期間

令和3年1月19日(火)から同年2月1日(月)まで
配布時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日、日曜日は配布しておりません。

(2) 申込書類の配布場所

- ① 兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階)
- ② 兵庫県企画県民部地域創生局企画参事(地域振興担当)
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館3階)
〔 インターネットからもダウンロードできます。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html 〕

(3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。
ただし、次に該当する方は申込みできません。

〔申込みのできない方〕

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則

- (平成23年兵庫県公安委員会規則第2号) 第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号) に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(4) 申込方法

① 申込受付期間

令和3年1月19日(火)から同年2月1日(月)まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日の受付は行いません。

上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限りです。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

② 申込先(問い合わせ先)

(物件番号7、8)

〒650-8567 (県庁専用郵便番号、住所記載不要)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁2号館11階)

兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班

TEL 078-341-7711 (代表) 内線2549、2655

(物件番号9のみ)

〒650-8567 (県庁専用郵便番号、住所記載不要)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁2号館3階)

兵庫県企画県民部地域創生局企画参事(地域振興担当)

TEL 078-341-7711 (代表) 内線4743、4692

③ 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書 (23ページ)

イ 誓約書 (24ページ)

ウ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

※ 証明書類は開札日の3か月以内に発行されたものを用意ください。

エ 役員一覧表(法人の場合のみ。25ページ)

オ 代表者選任届(共有での取得を希望される場合のみ。26ページ)

④ 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。
- イ 申込みがないと、入札に参加できません。
- ウ 複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください（添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本１部で結構です。）。
- エ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の添付書類を添えてください。）。
- オ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください。（26ページ）

(5) 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴収により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

(7) 敷地及び建物の見学

下記の物件について実施しますので、見学を希望する場合は、令和３年１月２６日（火）１７時までに下記予約連絡先にて予約してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。

ア 見 学 日 時

物件 番号	見学日時
7	令和３年１月２８日（木） 午後１時３０分～午後３時３０分の内３０分
9	令和３年１月２８日（木） 午後１時３０分～午後３時３０分の内３０分

イ 実 施 場 所：物件所在地（現地）

ウ 予約連絡先：０７８－３４１－７７１１（代表）

（物件番号７）内線２５４９、２６５５

（物件番号９）内線４７４３、４６９２

エ 留 意 事 項

- ・ 見学日以外に敷地及び建物への立ち入りはできません。
- ・ 見学への参加は任意ですので、参加されなかった方も入札申込みは可能ですが、現況等を十分に確認のうえ申し込んでください。
- ・ 建物は電気ガス水道とも閉栓しています。そのため見学には懐中電灯等が必要な場合がありますので、各自でご準備ください。
- ・ 希望者が多数となった場合は、日時を変更する場合があります。

2 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方は、受付後に県から送付する所定の入札保証金振込用紙（納付書）により入札保証金を金融機関にて振り込んでください。
(納付書がないと、県の口座に振り込むことができません。)

- (2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕（入札しようとする金額）

$$10,000,000\text{円} \times 5/100 = 500,000\text{円以上}$$

このような場合、500,000円以上を振り込むようにしてください。

注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。

- (3) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。
落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、1か月程度かかりますので、ご了承ください。

- (4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

- (5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

3 入札（郵送型入札方式）

- (1) 基本事項

- ① 入札は所定の入札書を郵送方式（持参可）により受け付けます。
- ② 入札書を作成、送付の際は、31ページにある「入札チェックシート」をご活用ください。
- ③ 29、30ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に一般書留または簡易書留により送付ください。
- ④ 入札書を持参する場合も、29、30ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に提出ください。
- ⑤ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
- ⑥ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑦ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

(2) 入札書受付期間

令和3年2月2日(火)から同月10日(水)まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日の受付は行いません。

上記期間内に下記受付場所に到達したものを有効とします。

(3) 入札書受付場所（持参可）

（物件番号7、8）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館11階）

兵庫県企画県民部管理局管財課 財産管理班

TEL 078-341-7711（代表）内線2549、2655

（物件番号9のみ）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館3階）

兵庫県企画県民部地域創生局企画参事（地域振興担当）

TEL 078-341-7711（代表）内線4743、4692

(4) 送付書類（必要に応じコピーしてください）

① 入札書（27ページ）（実印で押印）

② 入札保証金振込み済みの納付書（写）（金融機関が領収印を押したものに限ります。なお、入札保証金納付書は参加申込みのあった者へ県から郵送します。）

③ 入札保証金振込先依頼書（28ページ）

(5) 入札書の作成方法

① 入札書は本書27ページをコピーのうえ、使用してください。

② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。

③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。

ア 物件は、1ページに掲げる物件とします。

イ 年月日は、記入日とします。

ウ 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名）を記入のうえ、実印を必ず押印してください。

④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。

⑤ 入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。

(6) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札
- ③ 入札者が同一物件について2通以上した入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、〒マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札
- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 開札

(1) 基本事項

- ① 開札は、当該入札事務に関係のない県職員の立ち会いのもと行います。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、従来任意としておりました開札場所への入場はお断りします。

(2) 開札日時、場所

令和2年2月12日（金）午前10時より物件ごとに順次開札します。

開札場所：神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

（物件番号7、8）兵庫県庁2号館11階 管財課

（物件番号9のみ）兵庫県庁2号館3階 企画参事（地域振興担当）

(3) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者などくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない兵庫県職員にくじを引かせて決定します。
- ③ 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。

入札参加者へは、落札の成否、落札者及び落札金額を示した通知を送付します。

また、入札結果（落札の成否、応札者数及び落札金額など）について、後日、県ホームページにて公表します。

5 契約の締結

(1) (物件番号 7、8)

落札者は、令和3年3月12日(金)までに、県有財産売買契約書(案)(13～16ページ)により記名・押印していただきます。

(物件番号 9 のみ)

- ① 落札者は、令和3年2月19日(金)までに、県有財産売買仮契約書(案)(17～22ページ)により記名・押印していただきます。
- ② この仮契約については、兵庫県議会の議決を得た後、この仮契約書を契約書になるものとして本契約の締結を確認し、記名・押印していただきます。
- ③ なお、議会の議決が得られず本契約を締結しなかった場合、仮契約は効力を失うものとします。
- ④ この場合、違約金その他名目の如何を問わず、仮契約が効力を失ったこと及び本契約を締結しなかったことにより生じた損害の賠償を請求することはできません。

(2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で購入する場合は「共有者全員」の名義で締結してください。

(3) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税など、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

参考：契約書に貼付する収入印紙の額

契 約 金 額	収入印紙の額
100万円を超え500万円以下のもの	1, 0 0 0 円
500万円を超え1, 000万円以下のもの	5, 0 0 0 円
1, 000万円を超え5, 000万円以下のもの	1 0, 0 0 0 円
5, 000万円を超え 1 億円以下のもの	3 0, 0 0 0 円
1 億円を超え 5 億円以下のもの	6 0, 0 0 0 円
5 億円を超え10億円以下のもの	1 6 0, 0 0 0 円

(4) 契約締結には次の書類が必要です。落札者にて取得ください。
なお、書類は契約締結日から3か月以内に発行されたものとします。

① 個人の場合

ア 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」

＊ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局（本局）で交付してもらってください。

イ 破産していない旨の証明書

＊ 本籍地の市町村で交付してもらってください。

ウ 外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合のみ）

② 法人の場合

ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）

イ 資格証明書（代表者事項証明書）

※ ア、イの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。

(5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、（物件番号 7、8）の落札者は令和 3 年 3 月 12 日（金）まで、（物件番号 9）の落札者は令和 3 年 2 月 19 日（金）までに納付ください。

なお、契約保証金は売買代金の 100 分の 10 以上が必要です。

(6) 上記 (4) の必要書類の提出及び契約保証金の納付が完了した時点で契約締結となります。

(7) 契約締結（物件番号 9 は、仮契約締結）と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。

(8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6 売買代金の支払い

(1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原本）及び売買代金支払い済みの納付書（コピー）を県に郵送してください。

(2) 売買代金の残金支払期限は、（物件番号 7、8）の落札者は令和 3 年 4 月 12 日（月）まで、（物件番号 9）の落札者は本契約から 2 か月以内の指定する日までに一括でお支払いください。

(3) 契約保証金は、上記 (2) の支払いと同時に、売買代金に充当します。

7 所有権の移転、物件の引渡し等

(1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います（登記手続きは通常 1 ～ 2 週間程度要します。）。

(2) 所有権の移転登記手続き完了後、現地立ち会いのうえ、引渡時の現状で物件を引き渡します。

(3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等（不動産取得税・固定資産税・都市計画税など）は、買受者の負担となります。

8 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと
- (3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

9 用途の制限等に関する特約条項（物件番号9のみ）

物件番号9の物件は、地域創生の推進、地域振興に資する事業実施のための土地として売却するため、転売目的での取得を認めません。

図上読取面積で売買契約しますが、境界未確定があること、土地評価にあたっては法面が含まれるものの平地の有効活用を見込んでいることを了知したうえで入札してください。

契約書において以下の特約条項を付しますので、ご注意ください。

- (1) 物件に境界未確定があることを了承したうえで買い受けるものとし、県は敷地境界点の明示を行わないこと。
- (2) 物件の数量は図上読取面積によるものであるが、売買契約締結後の実測面積が契約書記載の面積等と相違しても、面積の変動に関し、売買代金の精算を行わないものとする。
- (3) 地域振興に資する用途に供するものとし、本契約締結日から10年を経過する日（以下「指定期間」という。）まで引き続き供しなければならないこと、及びやむを得ない理由により指定期間を変更しようとするときは、書面をもって県の承認を受けなければならないこと。
- (4) 指定期間までは、県の承認を得ないで物件の所有権を第三者に譲渡し、有償又は無償で第三者に貸付け、又は地上権、質権その他使用収益を目的とする権利を第三者に設定してはならないこと。
- (5) 指定期間までに物件を担保に供したときは、速やかに県に通知しなければならないこと。

10 その他

- (1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件調書、（物件番号 7、8）県有財産売買契約書（案）（13～16ページ）、（物件番号 9 のみ）県有財産売買仮契約書（案）（17～22ページ）の各条項をすべて承知したうえで入札してください。
- (2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等について、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。
- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 引渡し時の現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (5) 対象物件の土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等について、実施しておりません。
- (6) 最低売却価格の設定に際し、敷地内に存置する自然物（立竹木や雑草、切株等）及び工作物（フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物や、ゴミ集積場・街灯・看板等）は、減価要因として考慮しているので、これらの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において対応してください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (10) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

【物件番号 7、8】

収 入
印 紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地、建物及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（土地）

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m ²	m ²

（建物）〔登記の有無〕

所 在	家屋番号	種類	構造	延床面積
				m ²

※ 未登記の場合は、甲の台帳に登録している内容である。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円（うち建物及び工作物の代金0円）とする。

（契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を令和3年4月12日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定め反する使用をさせてはならない。

5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第10条 本契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、履行の追完を請求することができない。

3 前項の権利は、契約不適合を知った日から1年間行使することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状で返還することができる。

(違約金)

第14条 甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。
- 3 第1項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
甲
氏名 兵庫県

印

住所
乙
氏名

印

県有財産売買仮契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 　　　　　　　　　 を乙とし、甲乙間において次の条項により、県有財産売買仮契約（以下「仮契約」という。）を締結する。

この仮契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年兵庫県条例第9号）第3条の規定による兵庫県議会の議決を得た後、県有財産売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。この場合において、この仮契約書は地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書になるものとする。

なお、議会の議決が得られず本契約を締結しなかった場合、仮契約は効力を失うものとし、この場合、乙は、甲に対して違約金その他名目の如何を問わず、仮契約が効力を失ったこと及び本契約を締結しなかったことにより生じた損害の賠償を請求することができない。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。

（売買面積）

第3条 乙は、売買物件に境界未確定があることを了承した上で売買物件を買受けるものとする。なお、甲は、乙への敷地境界点の明示を行わない。

2 売買物件の数量は図上読取面積によるものであるが、本契約締結後の実測面積が契約書記載の面積等と相違しても、面積の変動に関し、売買代金の精算を行わないものとする。

（契約保証金）

第4条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第5条 乙は、この仮契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

第6条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を本契約の締結の日から2か月以内の甲が指定する日（以下「納入期日」という。）までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第7条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

- 2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の所有権は、乙が第6条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。
- 3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知の上、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第9条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

- 2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第10条 乙は、売買物件を地域振興に資する用途に供するものとし、本契約締結日から10年を経過する日（以下「指定期間」という。）まで引き続き供しなければならない。

- 2 乙は、やむを得ない理由により指定期間を変更しようとするときは、変更を必要とする理由及び変更後の計画を記載した書面をもって甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、指定期間までは、甲の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に譲渡し、有償又は無償で第三者に貸付け、又は地上権、質権その他使用収益を目的とする権利を第三者に設定してはならない。
- 4 乙は、指定期間満了の日までに売買物件を担保に供したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
- 6 乙は、甲の承認を受けて売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。
- 7 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
- 8 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、第5項の定め反する使用をさせてはならない。
- 9 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、第5項及び第8項の内容を遵守させなければならない。
- 10 甲は、第1項から第9項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。
(危険負担)

第11条 本契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、履行の追完を請求することができない。

3 前項の権利は、契約不適合を知った日から1年間行使することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還する

ことができる。

(違約金)

第15条 甲が、第13条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。

3 第1項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第18条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第20条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
甲

氏名 兵庫 県

印

住所
乙

氏名

印

議会の議決のあったことを了知し、本契約の締結を確認した。

令和 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
 氏名 兵 庫 県

㊞

乙 住所
 氏名

㊞

(売買物件の表示)

[illegible]

一般競争入札参加申込書兼受付書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

- 1 入札冊子「令和2年度 第3回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」1の(3)の①から⑩に該当しません。
- 2 入札冊子「令和2年度 第3回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買(仮)契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住 所 法 人 所 在 地	〒
フリガナ	
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名	
電話番号	
電子メール	

● 共有者(申込者以外の者を記入ください)

氏 名	住 所

● 事務担当者(書類等送付先 申込者と異なる場合に記入ください)

住 所・所在地	〒
フリガナ	
氏 名・名 称	
電話番号	
電子メール	

● 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	用途及び利用計画

(注)参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。

● 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表(法人の場合のみ)
- ・ 代表者選任届(共有の場合のみ)

アンケート

入札を何で知りましたか？ 下記より選んで下さい。

①HP ②新聞折り込みちらし ③総合庁舎設置のちらし ④メルマガ ⑤その他()

受付印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所

（所在地）

氏 名

（ 法人名
 役員名 ）

役 員 一 覧 表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

私達は、下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

1 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

（注）参加しようとする物件の番号及び所在地を本書 1 ページの「令和 2 年度 第 3 回 一般競争入札物件一覧」のとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)
代表者			

（注）代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

入 札 書

- ・ 金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。
- ・ 最初の数字の前に¥を入れてください。

金 額	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

ただし、令和2年度第3回一般競争入札____号物件一般競争入札価格

「令和2年度第3回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」等を承知の上、上記のとおり入札します。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

入札者（共有の場合は代表者）

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名
代表者名 〕

印□
(印鑑証明印)

入札保証金振込先依頼書

令和 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

入札者

住 所

(所在地)_____

氏 名

法人名

代表者名 _____

下記の金額を令和2年度第3回一般競争入札(物件番号____)の入札保証金として納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

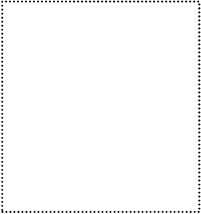
¥ _____

振 込 先	金融機関名	銀行(金庫)	支店
	預金の種類	普通預金・当座預金・その他()	
	口座番号		
	口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

(注) 物件番号、入札保証金額及び振込先欄(枠内)について、記入してください。

振込先については、間違いのないよう確認のうえ記入してください。

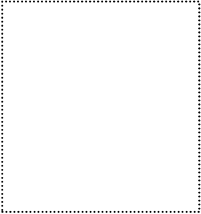
入札書送付用封筒 宛名記入例（物件番号 7、8）

	入 札 書 類 在 中	一 般（又は簡易）書留	6 5 0－8 5 6 7
			兵庫県庁 企画県民部管理局管財課 財産管理班 行

封筒は角型 2 号または角型 A 4 を使用ください。

差出人の住所・氏名を必ず記入ください。

入札書送付用封筒 宛名記入例（物件番号 9 のみ）

	6 5 0 - 8 5 6 7
入 札 書 類 在 中	一 般 （ 又 は 簡 易 ） 書 留
兵 庫 県 庁 企 画 県 民 部 地 域 創 生 局 企 画 参 事 （ 地 域 振 興 担 当 ） 行	

封筒は角型 2 号または角型 A 4 を使用ください。

差出人の住所・氏名を必ず記入ください。

入札チェックシート

入札準備の際にご活用ください。

●入札書の書き方

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札金額はアラビア数字で記入していますか。	
2	入札金額の前に¥を記入していますか。	
3	入札の物件番号を記入していますか。	
4	入札書に記入日を記入していますか。	
5	入札者の住所・氏名(法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名)を記入していますか。	
6	実印は押されていますか。	

●添付書類

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札保証金振込み済みの納付書(写)	
2	入札保証金振込先依頼書(28ページ)	

●発送

No.	チェック項目	チェック欄
1	封筒は角型2号または角型A4サイズを使用していますか。	
2	本書29,30ページの[入札書送付用封筒 宛名記入例]のとおりを作成してますか。	
3	封筒の裏面に差出人の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称・担当部署)を記入していますか。	
4	一般(又は簡易)書留で発送していますか。	

物件調書・案内図・明細図

物件調書記載の注意事項

- 1 供給施設の整備状況
敷地内に管等が引き込まれている場合……………有
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合……………可
その地域で供給されていない場合……………無 と表示
- 2 建ぺい率・容積率
その地域の都市計画法上の一般的な率を記載

物 件 調 書

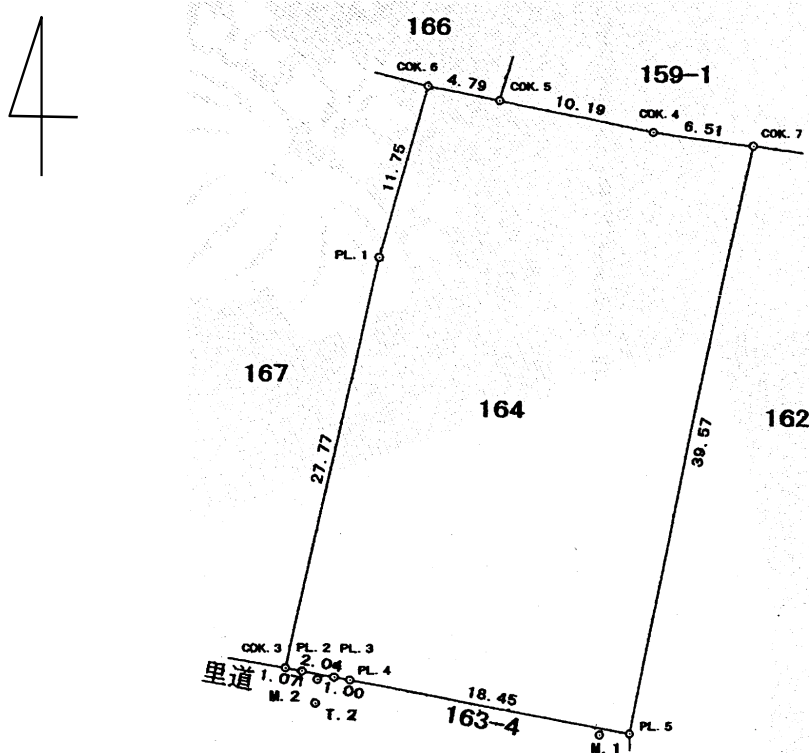
【土地】

所在地		加東市家原字大將軍 1 6 4 番					
実 測 面 積		8 7 6 . 9 9 m ²		地 目	宅 地	形 状	ほぼ長方形
最低売却価格		6, 9 1 9, 0 0 0 円					
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		南西角で幅員約2.0mの簡易舗装里道に接面（約1.0m）、南側で幅員約1.0mの簡易舗装市管理道に接面（約21m）しています。いずれも建築基準法上の道路ではありません。					
法 令 規 制	都市計画区域	市街化調整区域		用 途 地 域			
	建 ぺ い 率	6 0 %		容 積 率		2 0 0 %	
	高 度 地 区			防 火 地 域			
	その他の規制	兵庫県都市計画法施行条例による特別指定区域（地縁者の住宅区域）					
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		負担の内容		
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄 道	JR加古川線「社町」駅 南西へ 約 2. 5 km					
	バ ス	神姫バス「加東市民病院口」バス停 北西へ 約 3 3 0 m					
公共施設 (現地からの直線距離)	加東市役所社庁舎 南東へ 約 1. 2 km						
	市立社小学校 南東へ 約 8 3 0 m						
	市立社中学校 南東へ 約 1. 5 km						
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス 無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合						
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。						
参考事項	1 農地のほか一般住宅もみられる地域に所在しています。						
	2 建築物の新築や建替の詳細については、加東市都市政策課（0795-43-0510）及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課（0795-42-9406）にお問合せください。						
	3 敷地内（北側）に隣接田の排水路があります。						
	4 敷地内（南西側）に関西電力（株）の電柱 1 本及び支線 1 本があります。						
	5 最低売却価格は、地上建物等の解体撤去費相当額を考慮して設定しています。						

案 内 図



明 細 図

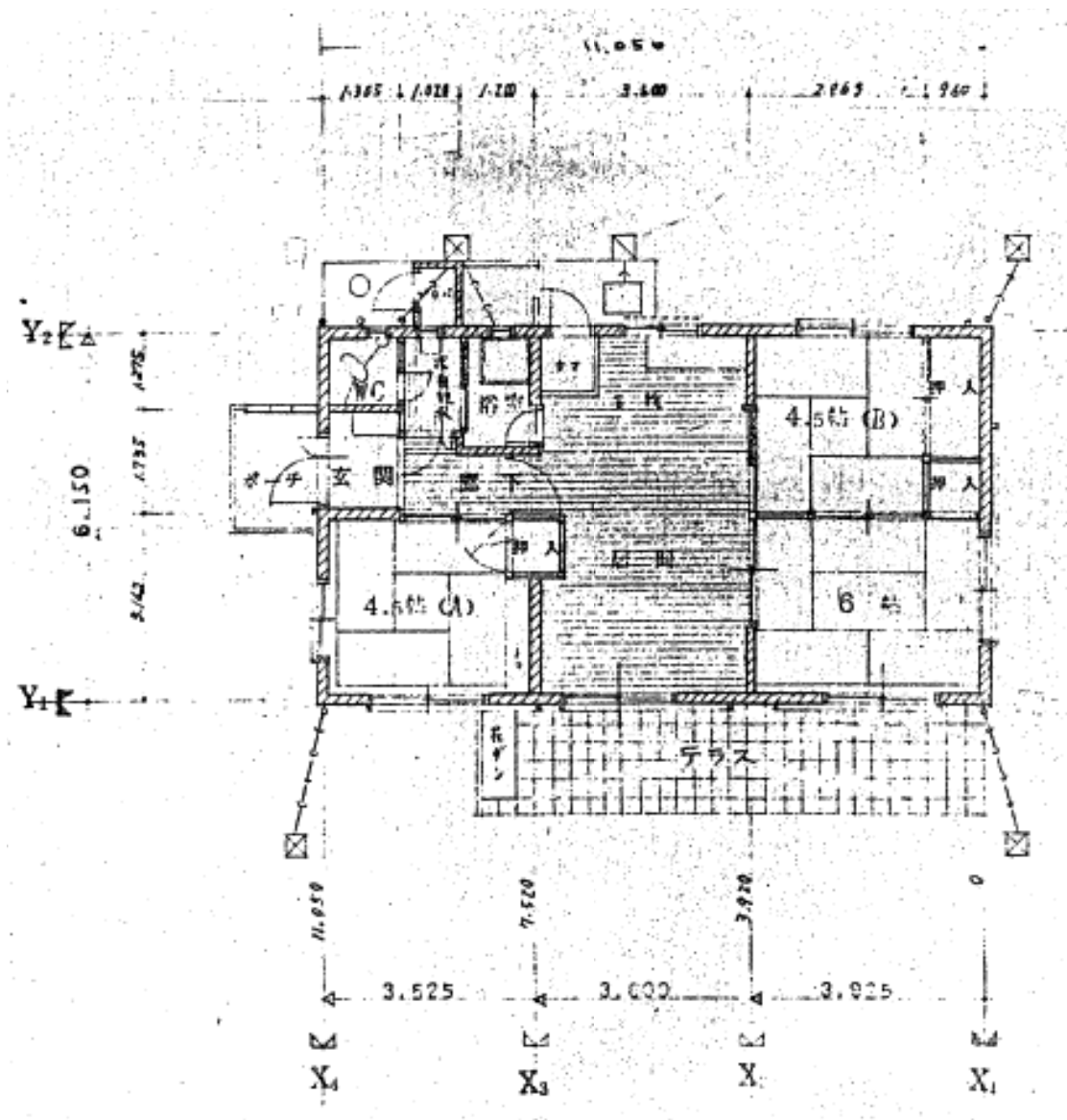


物件番号 7

【建物】

所 在	加東市家原字大將軍 1 6 4 番地
家 屋 番 号	1 6 4 番
種 類	居宅 2 棟
構 造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積	6 7 . 9 5 m ² 、6 7 . 9 5 m ² 計 1 3 5 . 9 0 m ²
建 築 時 期	昭和 4 6 年 7 月 3 1 日
閉 鎖 時 期	平成 2 4 年 3 月 3 1 日
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、都市ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。
	3 図面と現状が異なる場合は、現状を優先します。
	4 建物及び敷地内には、照明器具等動産が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。

平面図





物件番号 8

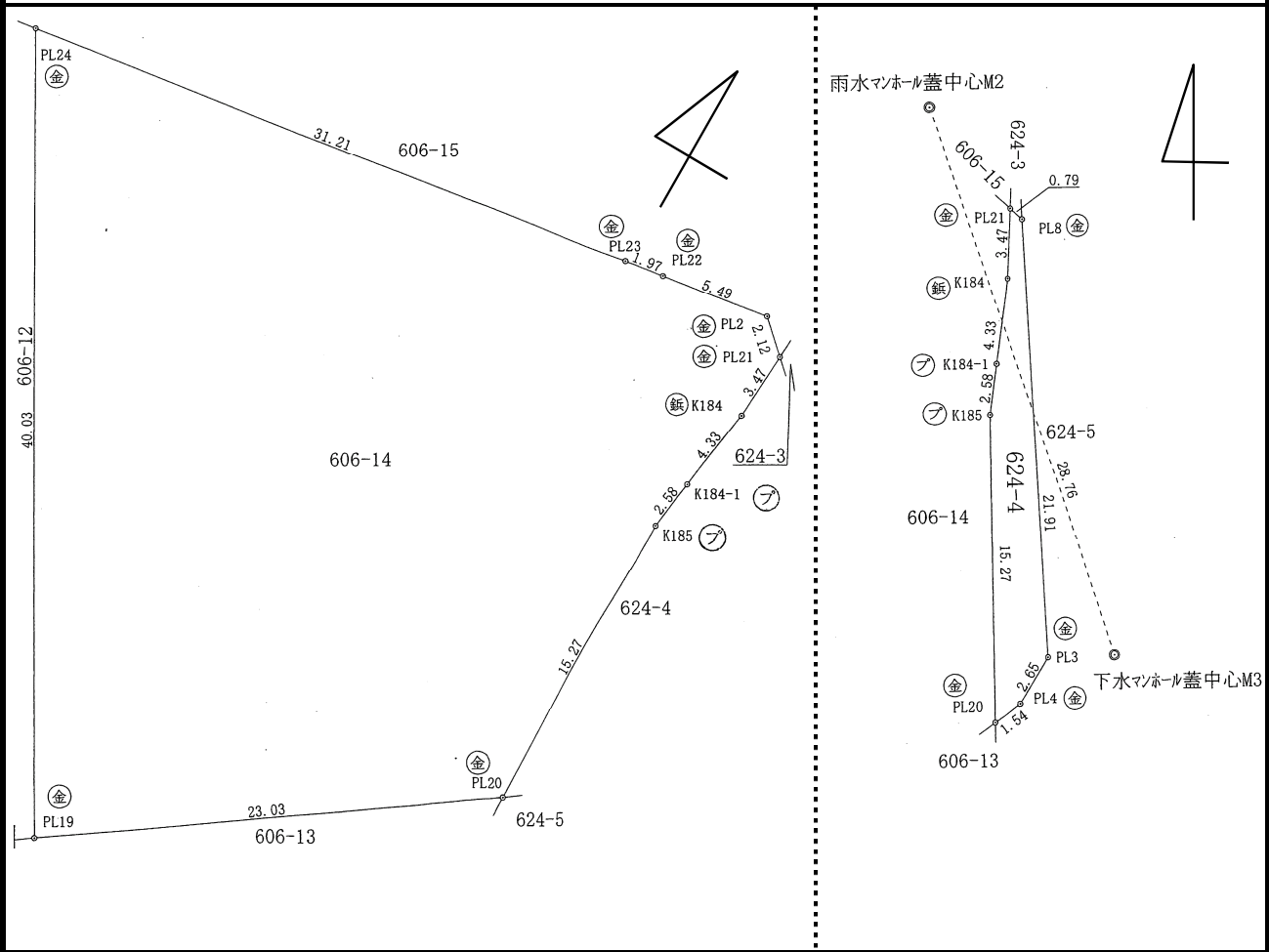
物件調書

所在地		加西市段下町字開キ 6 0 6 番 1 4、同字池ノ内 6 2 4 番 4						
実 測 面 積	606番14	9 9 2 . 1 4 m ²		地 目	宅 地	形 状	台形	
	624番4	4 6 . 4 6 m ²					細長い長狭不正形地	
	計	1 , 0 3 8 . 6 0 m ²						
最 低 売 却 価 格		1 7 , 8 0 0 , 0 0 0 円						
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		北側及び東側で幅員約 5 m 強の舗装市道（高低差 0 ～ 2.5 m）に接面しています。 南側で幅員 4 m の現況道路に接していますが、用悪水路上に蓋架けしており、道路認定はされていません。						
法 令 規 制	都 市 計 画 区 域	市街化区域		用 途 地 域		準工業区域		
	建 ぺ い 率	6 0 %		容 積 率		2 0 0 %		
	高 度 地 区			防 火 地 域		建築基準法第 2 2 条指定地域		
	そ の 他 の 規 制	加西市開発調整条例、鎮岩工業団地地区計画（都市計画法）						
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項		負 担 の 有 無	無		負 担 の 内 容			
最 寄 り の		鉄 道	北条鉄道「北条町」駅		北西へ約 2 . 4 km			
交 通 機 関 (現地からの直線距離)		バ ス	神姫バス・加西市コミュニティバス「播磨農高校前」バス停		北東へ約 5 4 0 m			
公 共 施 設 (現地からの直線距離)		加西市役所		北へ		約 2 . 0 km		
		市立北条東小学校		北北西へ		約 1 . 6 km		
		市立北条中学校		北西へ		約 3 . 5 km		
供給施設の整備状況		電 気	有	上 水 道	可	下 水 道	可	
		都 市 ガ ス	無					
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合						
		既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。						
参 考 事 項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 下水道受益者負担金については、現況原野とみなされており猶予されていますが、その措置がなくなるため、買受者の負担となります。詳しくは、加西市上下水道管理課（TEL 0790-42-8791）までお問い合わせください。							
	3 加西市には、加西市開発調整条例があります。詳しくは、加西市都市計画課（TEL 0790-42-8753）までお問い合わせください。							
	4 敷地北東部に関電柱（本柱 1、支線 1）があります。また、関電柱に T V ケーブルが共架されています。							

案 内 図



明 細 図





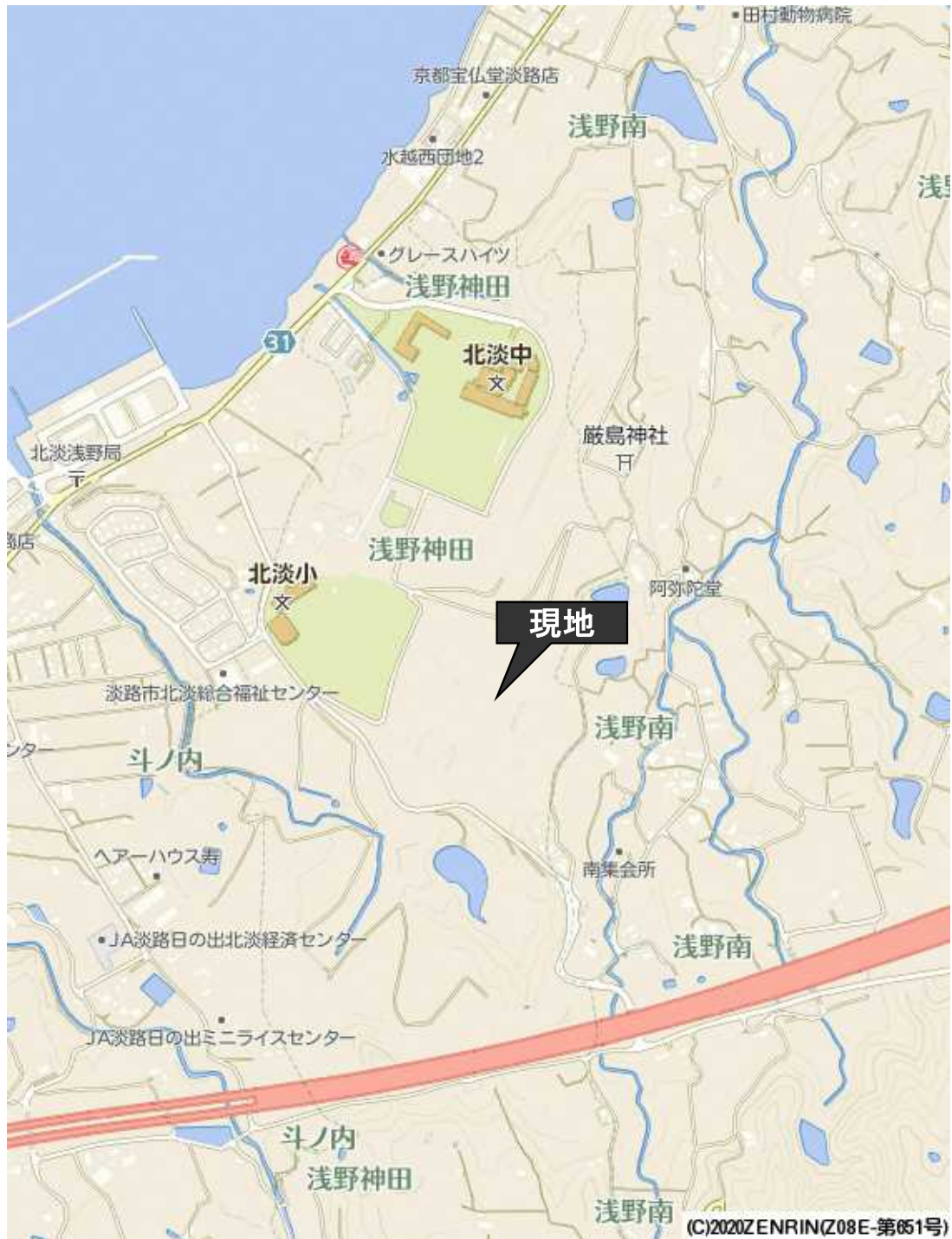
物 件 調 書

【土地】

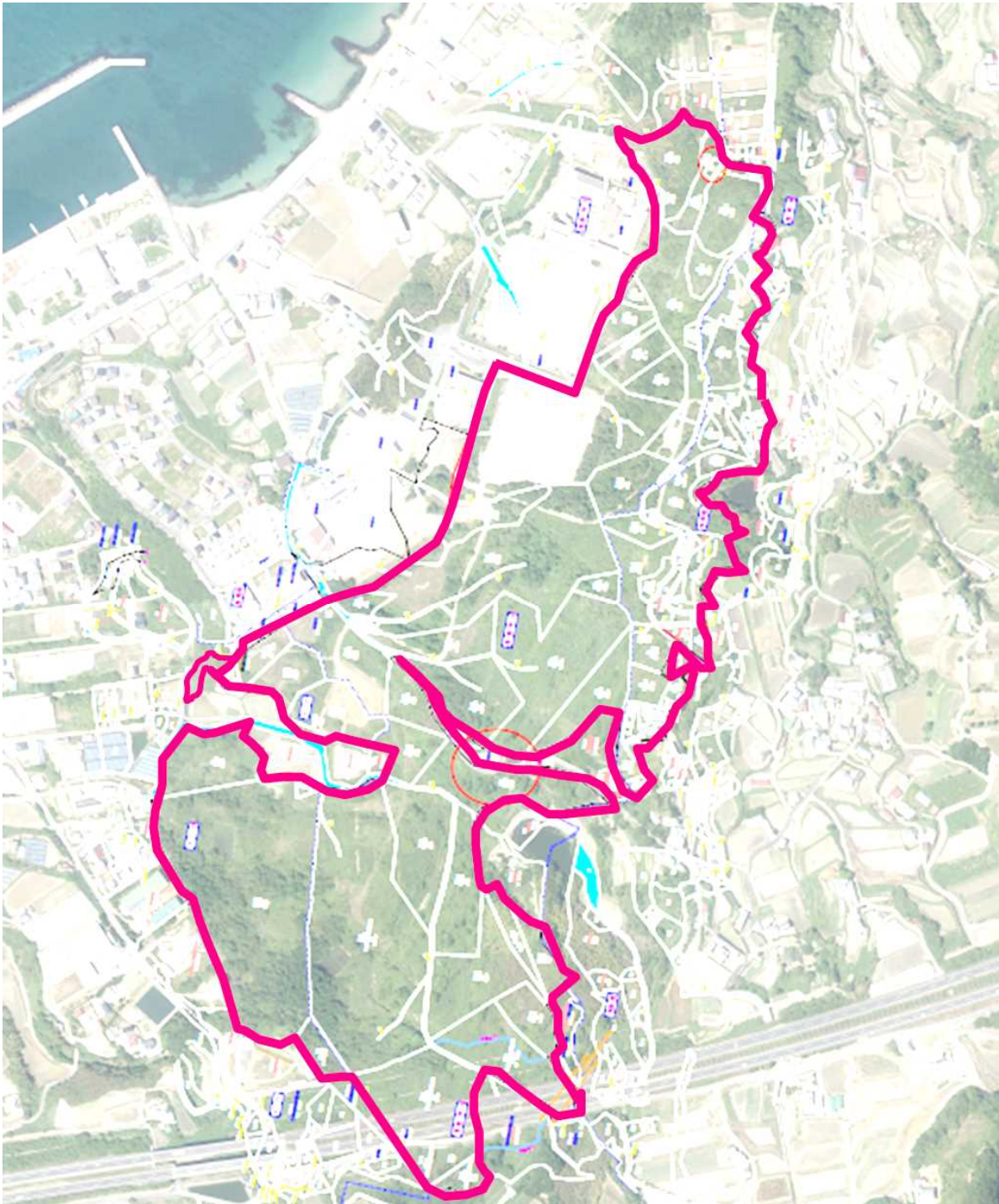
所在地		淡路市浅野神田字岡ノ後155番2ほか102筆							
面積 ※各筆は土地一覧を参照		313, 134. 80㎡（図上読取面積）		地目	山林ほか	形状	不整形		
最低売却価格		非公表							
接面道路の幅員及び構造		北側から、市道地藏谷線（整理番号33012）が当該地内に入る。当該地手前まで幅員約9 mあり。舗装有り。高低差なし。							
法令規制	都市計画区域	区域区分のない都市計画区域		用途地域	—				
	建ぺい率	60%・70%		容積率	200%				
	高度地区	—		防火地域	—				
	文化財保護法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の該当が1箇所（浅野原田遺跡）あります。							
	その他の規制	「淡路市開発指導要綱」「総合治水条例」「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」「兵庫県景観の形成等に関する条例」							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無		負担の内容	—			
最寄りの交通機関		バス	淡路市コミュニティバス 浅野バス停		西へ	約850m			
公共施設 ※敷地内のグラウンドを起点	淡路市役所				南へ	約18. 2 k m			
	淡路市役所北淡事務所				北東へ	約2. 4 k m			
	北淡小学校				南西へ	約600m			
	北淡中学校				北へ	約500m			
供給施設の整備状況		電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	無
		有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
		既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせの上、各自で対応してください。（※P12 10その他(7)参照）							
参考事項	1 当該地は、地域創生の推進、地域振興に資する事業実施のための土地として売却するため、転売目的での取得を認めません。								
	2 図上読取面積で売却契約しますが、境界未確定があること、土地評価にあたっては法面が含まれるものの平地の有効活用を見込んでいることを了知した上で入札して下さい。（地積測量図のある土地は当該面積を採用）								
	3 当該地内の里道・水路（明細図（拡大）を参照）については、既に機能を失っているものは、淡路市から払い下げを受けることができる見込みです。詳しくは、淡路市都市総務課（0799-64-2125直通）までお問い合わせ下さい。								
	4 開発行為、建築確認、景観等に関して詳しくは、淡路市都市計画課（TEL0799-64-2533直通）及び兵庫県洲本土木事務所まちづくり建築課（TEL0799-26-3248直通）までお問い合わせ下さい。								
	5 当該地の一部に森林法の対象となる森林が含まれています。保安林はありません。詳しくは、洲本農林水産振興事務所（TEL0799-26-2104直通）までお問い合わせ下さい。								
	6 上水道については、「淡路広域水道企業団」淡路市サービスセンター（TEL0799-74-0092直通）までお問い合わせ下さい。								
	7 下水道については、淡路市下水道課（TEL0799-64-2514直通）までお問い合わせ下さい。								
	8 ガスについては、近隣には都市ガスはありません。								
	9 当該地内（北淡中学校付近）に関西電力送配電株式会社の電柱等が18本（本柱9本、支柱1本、支線8本）、株式会社オプテージの電柱（関電柱共架）が8本あります。電柱等の移設等については、落札者と各社との協議によって決めることとします。								
(次ページに続く)									

参 考 事 項	10 西の山側に下記の袋地があります。但し、市道：岡条1号線（整理番号33053）に接道している可能性があります。 土地所有者の具体的な利用は不明です。 【袋地の現状】 ・所在：淡路市浅野南字畑田728-3-2 ・登記簿面積：42.97㎡ ・利用状況：不明
	11 自己所有地への進入路として当該地の一部を通過する者がいます。 ・通行地：淡路市浅野神田字永谷85-2、淡路市斗ノ内字曾川1412-7
	12 兵庫県CGハザードマップによると、「土砂災害警戒区域」は含まれていません。
	13 関西電力送配電株式会社の地役権が設定されている土地が1筆（淡路市浅野神田字松浦159-7）あります。
	14 本州四国連絡高速道路株式会社と共有名義の土地が5筆（淡路市浅野神田字松浦84-1、84-3、84-4、84-5、159-7）あります。
	15 隣接する淡路市立北淡小学校及び淡路広域水道企業団の水道施設用地で未分筆の土地が5筆（淡路市浅野神田字岡ノ後155-2、浅野神田字永谷85-3、85-8、85-9、85-10）あります。 当該5筆に関しては、県による分筆登記後に移転登記を行います。
	16 当該地内の土地（淡路市浅野南字渡瀬701-1、字田ノ脇755、淡路市斗ノ内字曾川18-1）に、現存しない登記建物（県以外の者の所有）があり、県にて抹消登記の手続きを進めています。
	17 当該地内の土地（淡路市浅野神田字地藏谷113-9）に、淡路市（旧北淡町）が設置した井戸及びポンプ施設（電気あり）を含む小屋があります。施設の廃止及び引継ぎ等については、淡路市まちづくり政策課（TEL0799-64-2506直通）と協議してください。
	18 当該地内に、市道認定（浅野学校線（整理番号00130）、地藏谷線（整理番号33012）、岡条1号線（整理番号33053）、岡条2号線（整理番号33018）、浅野神田5号線（整理番号33056）、浅野南斗ノ内線（整理番号33058））された道路敷が含まれます。
	19 西の山側で隣接するため池（内田池）には水利権があり、当該地を通る水路（図面上なし）があります。

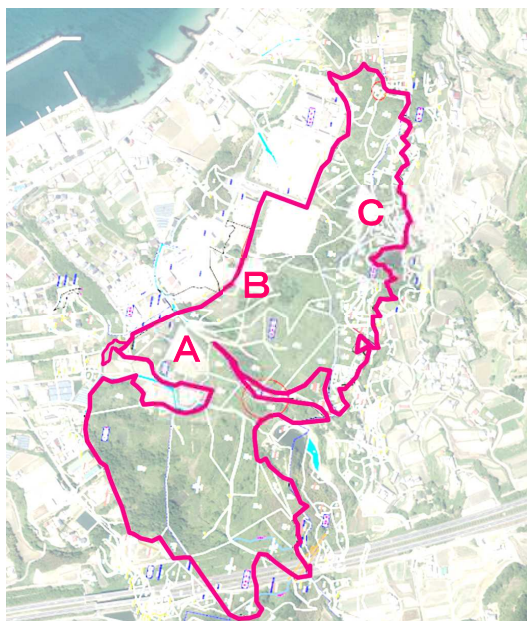
案 内 図



明 細 図



※別添「明細図（拡大）」あり



A



B



C



土地一覧

番号	所 在		公簿地目	登記面積 (㎡)	図上読取面積 (㎡)	摘 要
	市区町大字	字・番地				
0001	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 5 - 2 ㊦	山林	1,785.00	14,719.21	分筆の手段中
0001-2	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 5 - 2 ㊧	山林		46.44	売却から除外し、水道施設用地へ帰属
0002	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 5 - 3	山林	188.00	1,121.96	
0003	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 6	原野	793.00	4,954.21	
0004	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 7	山林	1,566.00	7,903.72	
0005	兵庫県淡路市浅野神田	字地藏谷 1 1 3 - 3	山林	99.00	808.50	
0006	兵庫県淡路市浅野神田	字地藏谷 1 1 3 - 8	原野	270.00	2,046.75	
0007	兵庫県淡路市浅野神田	字地藏谷 1 1 3 - 4	山林	429.00	2,295.07	
0008	兵庫県淡路市浅野神田	字地藏谷 1 1 3 - 6	原野	690.00	2,533.05	
0009	兵庫県淡路市浅野神田	字地藏谷 1 1 3 - 9	畑	13,070.00	13,069.62	淡路市設置施設あり 「雑種地」に地目変更
0010	兵庫県淡路市浅野神田	字四郎右衛門谷 1 4 1 - 1	山林	236.00	5,540.85	
0011	兵庫県淡路市浅野神田	字素河 8 9 - 4	山林	33.00	33.21	H17地積測量図
0012	兵庫県淡路市浅野神田	字素河 8 9 - 1	山林	3,432.00	3,432.84	H17地積測量図
0013	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 2	山林	6,599.00	6,599.62	H12地積測量図
0014	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 6	山林	1,289.00	4,076.63	
0015	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 7	原野	112.00	112.49	H17地積測量図
0016	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 8 ㊦	山林	495.00	602.65	分筆の手段中
0016-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 8 ㊧	山林		2,668.05	売却から除外し、学校用地へ帰属
0017	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 9 ㊦	山林	495.00	3,329.92	分筆の手段中
0017-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 9 ㊧	山林		1,056.33	売却から除外し、学校用地へ帰属
0018	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 0 ㊦	山林	495.00	5,869.32	分筆の手段中
0018-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 0 ㊧	山林		2,336.35	売却から除外し、学校用地へ帰属
0019	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 1	山林	1,034.00	6,697.88	
0020	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 2	山林	198.00	2,592.47	
0021	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 3 ㊦	山林	3,074.00	22,757.12	分筆の手段中
0021-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 3 ㊧	山林		1,870.56	売却から除外し、学校用地へ帰属
0021-3	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 3 ㊨	山林		1,191.00	売却から除外し、学校用地へ帰属
0022	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 3	原野	152.00	305.27	
0023	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 4	原野	922.00	1,193.73	
0024	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 4 8	畑	188.00	203.09	「山林」等に地目変更
0025	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 0	原野	3,325.00	4,558.00	
0026	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 0 - 1	原野	684.00	684.72	H4地積測量図
0027	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 4 9 - 1	山林	991.00	2,155.05	
0028	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 4 9 - 2	山林	705.00	705.34	
0029	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 4 9 - 4	山林	218.00	218.07	H16地積測量図
0030	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 1	原野	76.00	382.16	
0031	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 2	原野	1,421.00	1,590.83	
0032	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 3 - 2	山林	99.00	326.53	
0033	兵庫県淡路市浅野神田	字西山 1 5 3 - 1	山林	1,983.00	7,264.19	
0034	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 8 4 - 1	山林	9,856.00	9,856.64	本州四国連絡高速道路株式会社と共有 持分：4485355分の3235690 R1地積測量図
0035	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 8 4 - 3	山林	2,640.00	2,640.37	本州四国連絡高速道路株式会社と共有 持分：4485355分の3235690 R1地積測量図

土地一覽

番号	所 在		公簿地目	登記面積 (㎡)	図上読取面積 (㎡)	摘 要
	市区町大字	字・番地				
0036	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 8 4 - 4	山林	31,074.00	31,074.76	本州四国連絡高速道路株式会社と共有 持分：4485355分の3235690 R1地積測量図
0037	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 8 4 - 5	山林	1,281.00	1,281.37	本州四国連絡高速道路株式会社と共有 持分：4485355分の3235690 R1地積測量図
0038	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 8 4 - 2	山林	991.00	7,831.82	
0039	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 2	畑	717.00	2,890.62	「山林」等に地目変更
0040	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 3	山林	892.00	1,643.12	
0041	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 7	山林	1,256.00	8,058.61	本州四国連絡高速道路株式会社と共有 持分：80万5895分の28万2699 地役権付
0042	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 9	山林	79.00	1,918.77	
0043	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 5	山林	247.00	5,787.21	
0044	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 4	山林	357.00	3,289.71	
0045	兵庫県淡路市浅野神田	字松浦 1 5 9 - 6	山林	1,983.00	8,050.33	
0046	兵庫県淡路市浅野神田	字渡瀬 1 5 4 - 1	山林	862.00	3,969.65	
0047	兵庫県淡路市浅野神田	字渡瀬 1 5 4 - 3	原野	297.00	1,789.06	
0048	兵庫県淡路市浅野神田	字渡瀬 1 5 4 - 2	宅地	112.39	183.80	
0049	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 7 - 3	山林	396.00	1,581.48	
0050	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 7 - 4	山林	99.00	337.82	
0051	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 1 - 2	山林	198.00	687.98	
0052	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 2	山林	575.00	565.65	
0053	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 3	山林	856.00	3,861.55	
0054	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 3 - 1	ため池	175.00	927.58	
0055	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 5	山林	280.00	718.35	
0056	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 0 1 - 1	宅地	122.00	957.78	登記建物の滅失登記予定
0057	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 2 8 - 2	原野	85.00	362.15	
0058	兵庫県淡路市浅野南	字渡瀬 7 2 8 - 6	山林	42.00	1,614.02	
0059	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 4	山林	9.91	1,504.49	
0060	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 8	原野	320.00	651.14	
0061	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 6 0 - 2	原野	171.00	1,026.32	
0062	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 5	宅地	317.35	668.47	登記建物の滅失登記予定
0063	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 5 - 1	原野	82.00	140.24	
0064	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 6	原野	125.00	331.99	
0065	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 9 - 2	原野	218.00	402.14	
0066	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 7	山林	128.00	276.82	
0067	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 6 0 - 1	山林	3.30	317.85	
0068	兵庫県淡路市浅野南	字田ノ脇 7 5 9 - 1	宅地	132.23	346.67	
0069	兵庫県淡路市浅野南	字西山 6 1 6	畑	277.00	856.60	「山林」等に地目変更
0070	兵庫県淡路市浅野南	字西山 6 1 7 - 2	山林	33.00	180.76	
0071	兵庫県淡路市浅野南	字西山 6 1 7 - 3	畑	2,056.00	2,012.61	「山林」等に地目変更
0072	兵庫県淡路市浅野南	字西山 6 1 7 - 1	ため池	59.00	488.52	
0073	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 8	原野	522.00	1,304.35	
0074	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 9	原野	357.00	231.62	
0075	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 4 1	原野	214.00	238.25	
0076	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 1 5	原野	585.00	982.60	

土地一覧

番号	所 在		公簿地目	登記面積 (㎡)	図上読取面積 (㎡)	摘 要
	市区町大字	字・番地				
0077	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 7 - 2	原野	320. 00	547. 43	
0078	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 3 7 - 5	山林	892. 00	2, 264. 56	
0079	兵庫県淡路市浅野南	字原田 6 4 0	原野	102. 00	318. 65	
0080	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 5	田	793. 00	2, 449. 52	「山林」等に地目変更
0081	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 7	田	320. 00	611. 27	「山林」等に地目変更
0082	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 8 - 3 - 1	畑	383. 00	297. 26	「山林」等に地目変更
0083	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 8 - 5	畑	76. 00	3, 549. 53	「山林」等に地目変更
0084	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 8	畑	218. 00	280. 89	「山林」等に地目変更
0085	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 0	田	79. 00	107. 15	「山林」等に地目変更
0086	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 0 - 1	畑	3. 30	16. 14	「山林」等に地目変更
0087	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 1	畑	105. 00	175. 00	「山林」等に地目変更
0088	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 4	畑	251. 00	672. 84	「山林」等に地目変更
0089	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 2	原野	568. 00	1, 748. 40	
0090	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 3 2 - 2	山林	69. 00	142. 61	
0091	兵庫県淡路市浅野南	字畑田 7 2 8 - 4	原野	254. 00	806. 83	
0092	兵庫県淡路市斗ノ内	字芦ヶ谷 1 4 1 4 - 2	山林	7, 983. 00	34, 728. 54	
0093	兵庫県淡路市斗ノ内	字城山 1 4 0 5 - 2	山林	767. 00	500. 28	
0094	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 8 - 1	原野	375. 00	375. 06	登記建物の滅失登記予定 H12地積測量図
0095	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 8 - 2	原野	70. 00	70. 58	H12地積測量図
0096	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 8 - 5	原野	306. 00	306. 60	H12地積測量図
0097	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 4 1 2 - 7	山林	1, 322. 00	4, 543. 05	
0098	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 4 1 2 - 5	山林	345. 00	1, 855. 05	
0099	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 4 1 2 - 6	山林	1, 325. 00	3, 360. 65	
0100	兵庫県淡路市斗ノ内	字曾川 1 4 1 3	山林	138. 00	347. 23	
0101	兵庫県淡路市斗ノ内	字長谷 2 2 - 1	山林	204. 00	456. 45	
0102	兵庫県淡路市斗ノ内	字長谷 2 3	山林	109. 00	6, 189. 20	
0103	兵庫県淡路市斗ノ内	字長谷 1 4 1 5	山林	8, 380. 00	1, 888. 32	
小 計				133, 985. 48	322, 303. 53	(A)

(分筆登記により売却から除外する土地)

番号	所 在		公簿地目	登記面積 (㎡)	図上読取面積 (㎡)	摘 要
	市区町大字	字・番地				
0001-2	兵庫県淡路市浅野神田	字岡ノ後 1 5 5 - 2 ㊦	山林	—	46. 44	売却から除外し、水道施設用地へ帰属
0016-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 8 ㊦	山林	—	2, 668. 05	売却から除外し、学校用地へ帰属
0017-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 9 ㊦	山林	—	1, 056. 33	売却から除外し、学校用地へ帰属
0018-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 1 0 ㊦	山林	—	2, 336. 35	売却から除外し、学校用地へ帰属
0021-2	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 3 ㊦	山林	—	1, 870. 56	売却から除外し、学校用地へ帰属
0021-3	兵庫県淡路市浅野神田	字永谷 8 5 - 3 ㊣	山林	—	1, 191. 00	売却から除外し、学校用地へ帰属
小 計					9, 168. 73	(B)

売 却 面 積	図上読取面積(㎡)	313, 134. 80	(A - B)
---------	-----------	--------------	---------

余 白